

大分市の被災者支援制度一覧(令和2年7月豪雨)

市では災害により被害に遭われた方々に対して、次のような支援制度を実施しております。
 なお、それぞれの支援制度の適用には一定の要件があります。
 詳しくは、担当課までお問合せください。

制度の名称	内容	対象者等	担当課・連絡先
大分市災害被災者住宅 再建支援金	支援対象者が居住する住宅の被害状況に応じた基礎支給支援金と、住宅の被害状況及び被災後における支援対象者の居住確保形態に応じた加算支給支援金を支給する。	住宅が全壊、半壊、若しくは床上浸水の被害を受けた世帯等で、市内に引き続き居住する世帯の世帯主	福祉保健課 社会福祉担当班 TEL:097-537-5996
大分市災害見舞金	本市に住所を有するものが災害により被害を受けた場合、その者の世帯の世帯主又はその遺族に見舞金を支給し、負傷の場合はその者に見舞金を支給する。	災害で住まいに被害を受けた市民や負傷した市民	
床下消毒	浸水した家屋の床下消毒を実施する。	家屋の浸水被害を受けた市民	環境対策課 TEL:097-537-5762 生活環境担当班
ごみ処理施設使用料の 減免(災害ごみの持ち込み)	今回の災害により発生した災害ごみの廃棄の際に、施設使用料を減免する。	災害で被害を受けた市民(事業所含む)	清掃施設課 097-537-5659
災害廃棄物リサイクル料 金の公費負担(災害ごみの 収集)	災害により廃棄物となった家電等のリサイクル料金を、被災者に代わって市が公費負担する。	災害で被害を受けた市民	清掃業務課 指導普及担当班 TEL:097-568-5763
粗大ごみ等処理手数料 の減免(災害ごみの収 集)	今回の災害により発生した災害ごみの収集の際に、手数料を減免する。	災害で被害を受けた市民	
市営住宅の提供	市営住宅を無償で提供する。 入居期間は6ヶ月(1回の更新可、最長1年)。	住宅に困窮している被災者(市外で被災した場合も対象)	住宅課 管理担当班 TEL:097-537-5977
水道料金・下水道使用料 の減免	通常使用水量(前年同期または前期)と比較して増加した水量を減免する。	浸水被害を受け、家屋・家財の洗浄等のために水道を使用した市民	上下水道局営業課 TEL:097-538-2416
国民健康保険税の減免	災害が発生した日の属する月から起算して1年を経過するまでの間の保険税額について、一定の要件による割合を減免する。	・災害により納税義務者が障がい者となった場合 ・災害により納税者義務者の所有する住宅等に損害が生じた場合	国保年金課 賦課資格担当班 TEL:097-537-5736
	災害後に到来する納期の農業所得に係る所得割額について、一定の要件による割合を減免する。	災害により収穫すべきであった農作物が被害を受けた納税義務者	
後期高齢者医療保険料 の減免	災害が発生した日の属する月から起算して1年を経過するまでの間の保険税額について、一定の要件による割合を減免する。普通徴収は納期限の7日前、特別徴収は年金給付の直近の支払日の7日前まで。	災害により、住宅等に著しい損害を受けた被保険者又はその属する世帯の世帯主	
国民健康保険税の徴収 猶予	災害により一時に納税をすることができない場合に、一年以内の期間に限り徴収を猶予する。	納税者	国保年金課 収納第1担当班 TEL:097-537-5738
後期高齢者医療保険料 の徴収猶予	災害により一時に納税をすることができない場合に、6月以内の期間に限り徴収を猶予する。	被保険者又はその属する世帯の世帯主	

制度の名称	内容	対象者等	担当課・連絡先
国民健康保険一部負担金、後期高齢者医療保険一部負担金の減免	医療機関に支払う医療費の一部負担金を減額又は免除する。	災害など特別な事情により生活が困窮し、一部負担金を支払うことが困難と認められる被保険者	国保年金課 給付担当班 TEL:097-537-5735
国民年金保険料の免除	災害等が発生した日の属する月の前月分から翌々年の6月分までの期間を対象に、申請をして承認されると、保険料の全額が免除(特例免除)される。	災害により被災し、住宅、家財その他の財産(第1号被保険者・世帯主・配偶者または属する世帯の他の世帯員の所有に係るもの)について、おおむね2分の1以上の損害を受けた第1号被保険者	国保年金課 国民年金室 TEL:097-537-5617
市民税・県民税の減免	当該年度分の災害後に到来する納期に係る市民税・県民税を軽減、又は免除する。	・災害により、住宅(不動産事業に係る住宅を除く)又は日常使用する家財に損害を受けた方 ・災害により農作物に被害を受けた方	市民税課 個人市民税第1担当班 個人市民税第2担当班 個人市民税特別徴収担当班 TEL:097-537-5729 097-537-5730 097-537-5731
固定資産税の減免	災害等により著しく価値を減じた固定資産について、税額を減免する。	市内に所在する固定資産を保有する納税者	資産税課 管理担当班 TEL:097-537-5610
事業所税の減免	当該年度分の災害後に到来する納期に係る事業所税について減免する。(ただし、当該施設について保険金等により補てんされるべき金額があるときは、その額に相当する価値を除く)	天災により、大分市内に所在する施設が全部又は一部滅失したことにより価値を減じることとなった事業者	税制課 諸税担当班 TEL:097-537-7314
徴収の猶予	災害等により一時に納税をすることができない場合に、一年以内の期間に限り徴収を猶予する。	納税者又は特別徴収義務者	納税課 収税第1・第2・滞納整理担当班 TEL:097-537-5691 097-537-5692 097-537-5732
申告等の期限の延長	申告等に関する期限までにこれらの行為ができない場合は、被災者からの申請により当該期限を延長する。	申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認められる方	税制課 税制担当班 TEL:097-537-7304 <small>※詳しい内容については、各税目を所管する課にお問合せください。</small>
第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の減免	前年の合計所得が1,000万円以下で、住宅・家財の損害金額(保険金等の補てんを除く)が3割以上の場合、到来する納期以降の保険料を一定基準で減免する。	災害により住宅等に著しい被害を受けた第1号被保険者	長寿福祉課 介護保険料担当班 TEL 097-537-5741
居宅介護サービス費等の利用割合の特例	前年の合計所得が1,000万円以下で、住宅・家財の損害金額(保険金等の補てんを除く)が3割以上の場合、居宅介護サービス費等の利用割合の特例を適用する。	災害により住宅等に著しい被害を受けた居宅介護サービス等の利用者	長寿福祉課 介護給付担当班 TEL 097-537-5742
保育所等の保育料の減額	納期が到来していない保育料について減免する。	保育所・認定こども園等に通う児童の保護者であって、災害で住宅、家財又は財産について著しい損害を受けた方	保育・幼児教育課 保育入所担当班 TEL:097-537-5794
保育所等の副食費の減免	納期が到来していない副食費について減免する。	保育所・認定こども園・新制度に移行した幼稚園に通う児童の保護者であって、災害で住宅、家財又は財産について著しい損害を受けた方	保育・幼児教育課 保育入所担当班 TEL:097-537-5794 幼稚園教育担当班 TEL:097-537-5789

制度の名称	内容	対象者等	担当課・連絡先
母子・父子・寡婦福祉資金の支払猶予及び措置期間の延長等	<p>①母子父子寡婦福祉資金の支払を猶予する。(1年以内)</p> <p>②母子父子寡婦福祉資金の措置期間を延長する。(2年以内)</p> <p>③子を扶養していない寡婦について所得制限の適用外とする。</p>	<p>①母子父子寡婦福祉資金の貸付を受け、災害により支払い日に償還を行うことが著しく困難な方</p> <p>②住宅に被害を受け、被災後1年以内に住宅資金、事業開始資金、事業継続資金の貸付けを受けた方</p> <p>③災害等により生活の状態が著しく困窮していると認められる、子を扶養していない寡婦の方</p>	<p>子育て支援課 管理・自立支援担当班 TEL:097-537-5619</p>
児童扶養手当の所得による支給制限の適用の除外。	児童扶養手当の所得による支給制限の適用を除外する。(損害を受けた月から翌年10月までの手当てについて、所得による支給制限の適用を除外)	住宅、家財等の被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方。	<p>子育て支援課 給付・医療費助成担当班 TEL:097-537-5796</p>
証明手数料の減免	<p>災害により被災者が必要とする次の証明書の手数料を減免する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) 	災害に関連する手続きに証明書を必要とする被災者	<p>市民課 窓口担当班 TEL:097-537-5615</p>
税証明手数料の減免	災害により被災者が必要とする税証明書の手数料を減免する。	災害に関連する手続きに税証明書を必要とする被災者	<p>税制課 証明担当班 TEL:097-537-5673</p>
マイナンバー(個人番号)カード再交付手数料の免除	災害により、マイナンバー(個人番号)カードを紛失等した場合、手数料無料で再交付する。	災害でマイナンバー(個人番号)カードを紛失等した市民	<p>市民課 住民記録担当班 TEL:097-537-5734</p>
無利子の資金の貸付	原材料費等に対する無利子の資金の貸付(但し、要手数料、保証料)。申込は県農協の市内各支店。	農業者等	<p>農政課 担い手育成担当班 TEL:097-537-5628</p>